防災業務計画

２０２１年1月６日

日本通運株式会社

目次

第１編　総則 1
第１章　計画の目的 1
第２章　計画の基本構想 1
第３章　計画の適切な見直し 1
第２編　防災業務計画 2
第１章　防災体制の確立 2
１．災害対策本部の設置等 2
２．災害対策本部の編成および役割 3
３．要員参集体制の確立 3
４．災害対策本部の解散 3
第２章　災害予防に関する事項 4
１．社屋の防災機能の向上等 4
２．地震防災上緊急に整備すべき施設等 4
３．防災教育・訓練計画および実施 4
４．防災器具の点検 4
５．情報の収集・連絡体制の整備 5
６．人的・物的リソースの補充計画等 5
第３章　災害応急対策に関する事項 6
１．災害応急対策の重点 6
２．災害に関する情報の収集と連携 6
３．災害発生時の連絡 6
４．人員把握および出勤計画 6
５．必要となる資機材等の確保 6
６．緊急輸送計画 6
第４章　災害復旧に関する事項 7
１．輸送体制の確立 7
２．復旧対策 7
３．作業体制の確立 7
４．応援体制 8
第３編　東海地震防災強化計画 9
第１章　序説 9
１．計画の目的 9
２．計画の基本方針 9
３．計画の対象 9
第２章　防災応急対策 9
１．地震予知情報等の伝達 9
２．災害対策本部（実施要員の確保および他機関との協力体制） 9
３．発災後に備えた人的・物的配備等 9
４．警戒宣言時の広報 10

５．警戒宣言後の地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等 10
６．避難対策等 10
７．緊急輸送対策 10
８．他機関等に対する応援要請 10
９．管理を要する施設に関する対策 10
第３章　地震防災応急計画の対象となる施設等 11
第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等 11
第５章　防災訓練 11
１．防災訓練の実施 11
２．広域防災訓練への参加 11
第６章　地震防災上必要な教育 11
第４編　南海トラフ地震防災対策推進計画 13
第１章　序説 13
１．計画の目的 13
２．計画の対象 13
第２章　地震防災上緊急に整備すべき施設等 13
第３章　円滑な避難の確保 13
１．事前対策 13
２．応急対策の実施要員の確保 13
３．避難実施の原則 13
第４章　関係者との連携協力の確保 15
１．緊急輸送体制（資機材、人員等の配備手配） 15
第５章　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項 15
１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の災害応急対策に係る措置 15
２．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置 15
３．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置 16
第６章　防災訓練 17
１．防災訓練の実施 17
２．広域的訓練への参加等 17
第７章　地震防災上必要な教育 18
第５編　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 19
第１章　序説 19
１．計画の目的 19
２．計画の対象 19
第２章　地震防災上緊急に整備すべき施設等 19
第３章　津波からの円滑な避難の確保 19
１．津波に関する情報の伝達等 19
２．避難対策 19
３．管理を要する施設に関する対策 20
４．引火性溶剤（主として第４石油類）を貯蔵、処理又は取扱う施設に関する対策 20

第４章　防災体制に関する事項.....20
　１．災害対策本部等の設置および要員参集体制.....20
　２．地震発生時の応急対応.....20
　３．資機材、人員等の配備手配.....20
　４．物資の備蓄.....21
第５章　防災訓練.....21
　１．防災訓練の実施.....21
　２．広域的訓練への参加等.....21
第６章　地震防災上必要な教育.....21
付属資料１：東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）.....23
付属資料２：南海トラフ地震防災対策推進地域（市町村一覧）.....25
付属資料３：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（市町村一覧）.....30

第１編　総則

第１章　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）および日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）に基づき、日本通運株式会社（以下、「当社」とする。）が非常災害に対処するため、防災に関する必要な体制を確立し、防災業務を円滑かつ的確に実施して、輸送の確保を図ることを目的とする。

第２章　計画の基本構想

この計画は、次の各号に示す事項の実現に資することを基本とする。

A．大規模広域災害にも対応可能な防災活動体制および防災業務施設ならびに設備を整備する。

B．発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制を強化・拡充する。

C．防災業務が全国組織を通して有機的に実施できるよう防災対策に必要な教育訓練を実施する。

D．災害応急対策および災害復旧対策に必要な措置ならびに機動力を確保する。

E．この計画の実施にあたり指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等との間に相互支援体制を確立する。

第３章　計画の適切な見直し

この計画は、定期的および随時に見直し、変更する必要があると認めるときは、関係機関に対して資料または情報の提供、意見の聴取等、必要な協力を求める。また、改正を実施した際は所官省庁（国土交通省）に報告するとともに、当社のホームページに公表する。

第２編　防災業務計画

第１章　防災体制の確立

当社は近時の地震・津波、暴風雨、洪水、土砂災害等の大規模な自然災害（以下、「災害」とする。）に鑑み、災害対応業務のプログラム化、全社的標準化を進めるため、以下に示す、防災体制を確立し、迅速かつ円滑な災害応急対応、適切かつ速やかな災害復旧・復興を可能ならしめることとする。

１．災害対策本部の設置等

Ａ．災害対策本部の設置

災害対策委員会の委員長は、災害に際し、有効適切な災害対応業務を実施する必要があると認めたときは、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、被災した支店・課所等（以下、「被災店所」とする。）を管轄する支店に設置する。また、ブロックを代表する特定支店の災害対策委員会の委員長は、管下被災店所の被災状況を判断して、ブロックを統括する災害対策本部を設置する。

必要と認めるときは、災害対策統括本部を本社に設置し、支店に設置した災害対策本部と連携し、災害対応業務を遂行する。

Ｂ．災害対策本部の役割

災害対策本部は、次に掲げる事項をつかさどる。

⑴ 管内または担当区域内の自衛消防隊（自衛消防組織）を統轄すること。

⑵ 災害に関する調査を行い、情報を集め、これを関係個所に連絡報告すること。

⑶ 従業員の生命、財産の保全および被災従業員の救出について緊急措置をとること。

⑷ 建物、荷役施設、運搬具、その他の社有財産および保管貨物の安全と営業の維持を図るための緊急措置をとること。

⑸ 災害の状況に応じ、速やかに輸送および作業体制の確立を図るため緊急措置をとること。

⑹ 緊急措置に要する従事者、施設、運搬具、物資ならびに資金の調達、配分および輸送等に関する緊急計画を樹立し、かつ、その実施を推進すること。

⑺ 指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等の要請に対しては、速やかに体制を整え協力すること。

Ｃ．災害対策本部長の任命・任務

⑴ 災害対策本部長は、被災店所の支店長をあてる。特定支店に災害対策本部を設置する場合は、被災店所を管轄する特定支店の支店長をあてる。ブロックを統括する災害対策本部長は、ブロックを代表する特定支店の支店長をあてる。特に必要と認め、災害対策統括本部を本社におくときには、社長をもってあてる。

⑵ 災害対策本部長は、災害の状況に応じて災害対策本部の組織、分掌ならびに要員の配置を定めなければならない。応急対策要員の不時の欠員に備え、代替要員を定めておく。

⑶ 災害対策本部長は、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等と連絡を密にし、緊急ならびに代行輸送体制の確立および貨物の損害の防止ならびに災害復旧に協力し、会社の公共的使命の遂行に万全を期さなければならない。

⑷ 災害対策本部長は、被災店所に対する救護、救出および緊急ならびに代行輸送の実施のため、管内の荷役施設、運搬具および従業員の機動ならびに資金、資材の融通等を必要とするときは、

管内または担当区域内の店所に対し、その差し出し、受け入れおよび運営について、必要な指示、命令をすることができる。

⑸ これらの要請を受けた支店長は、正当な事由のない限り、これを拒むことができない。

また、災害の状況に応じ、速やかに被災支店に対する救護、救出および緊急ならびに代行輸送に対する協力について必要な措置をとらなければならない。

２．災害対策本部の編成および役割

災害対策本部は上記に示す諸活動を円滑に遂行するため、各店所の規模や実情を勘案し、以下に示すような機能別班を組成して役割を付与する。

Ａ．総務対策班：災害対策本部の事務局を兼ね、対策本部要員の参集指示、安否確認を含む人員把握および動員計画等の策定を担当するものとする。

Ｂ．通信・情報対策班：通信連絡手段の確保、情報システムの復旧等を担当するものとする。

Ｃ．広報対策班：本社広報部門と連携して、報道機関への対応、外部情報の入手等を担当するものとする。

Ｄ．財務・経理対策班：建物、設備等の財物被害の確認、臨時資金手当て、必要物資等の手配を担当するものとする。

Ｅ．輸送対策班：関係機関等と調整、作業要員、車両等の確保を担当するものとする。

Ｆ．顧客対策班：顧客対応全般を担当するものとする。

Ｇ．自衛消防隊（自衛消防組織）：災害発生時の人命安全確保、消火・防火活動、避難活動等を担当するものとする。

３．要員参集体制の確立

災害対策本部の応急対策要員および代替要員は、災害対策委員会委員長の命を受けた総務部門の責任者がこれを招集する。発災直後は、公共交通機関の混乱や利用不能が想定されるため、各支店の災害対策委員会（事務局）は、平時より、応急対策要員および代替要員の就業中ならびに就業外の参集に必要な具体的な緊急時の代替交通手段を整備し、各店所の推進計画（災害対応マニュアル等）に明示することとする。

４．災害対策本部の解散

災害対策本部は、災害が復旧し、通常の業務への切替えが完了したときに解散する。

第２章　災害予防に関する事項

１．社屋の防災機能の向上等

大規模災害の発生時において、本社社屋および特定支店社屋が災害応急対策の中枢拠点としての機能を果たし得るよう、社屋の防災機能の向上を目指して、以下のような措置を講じる。

A．本社社屋、特定支店社屋の耐災害性の強化、備品の転倒防止対策の充実、非常用発電機および燃料の確保、食料、飲料水、医薬品等生活必需品の適切な備蓄および調達体制の整備に努める。また、従業員、来訪者等の生命、身体の安全を確保するため、社屋が被災した場合に備えて、避難経路の確保、避難方法等を定め、災害対応マニュアル等に明記して周知徹底を図る。

B．本社、特定支店等に係る通信システムについて、資機材の耐震固定、アンテナ、ケーブルの耐災害性の確保、非常用発電機および燃料の確保をはかる。また、当社の保有するコンピューターシステムについて、バックアップ体制の充実、記録媒体の多重化等を図る。

C．本社社屋および特定支店が被災し使用できなくなった場合に備え、中枢機能維持に必要となる代替施設の確保を図る。

２．地震防災上緊急に整備すべき施設等

本社、特定支店以外の店所においても、特に地震防災上緊急に整備等すべき施設等がある場合、地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化等の整備をはかる。

また、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため避難場所、避難経路等の整備を併せて推進する。具体的な目標および達成の期間は、個別の推進計画（災害対応マニュアル等）に定めるものとする。

３．防災教育・訓練計画および実施

防災教育・訓練は、非常時に従業員が組織的、機動的に災害応急対策の作業に従事出来るようにするばかりでなく、防災思想の普及徹底のため、定期的および随時に実施する。

A. 防災教育の計画および実施のため、国や地方公共団体等から提供される普及・啓発情報等を基に、講習会、説明会を開催し、それぞれの地震が持つ固有性、地震および津波に関する一般的知識、発災時の行動に関する事項、地震・津波情報の入手等について認識の共有化を図る。

B．防災訓練の計画および実施のための会議を開催し、組織の構成、近接店所との関係、警戒等発表時や避難指示（救急）の発令時にとるべき行動ならびに避難場所や避難所での行動を把握する。

C．必要に応じ消防機関の関係者を招き、専門的な事項の習得、ならびに建築基準法、消防法その他関係諸法規、条例等について研究し適否の有無を確認する。

D．防災教育・訓練は、逐年その内容を高度かつ実践的なものとするよう努めるものとする。

E．予想される地震の広域性に応じ、国、地方公共団体等の防災関係機関が実施する総合防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

４．防災器具の点検

点検は、危険の予防、改善のため定期的に行い、改善の必要がある場合は、遅滞なく措置し、施設ならびに従業員の恒久的安全性を確保する。

点検は、防災器具等を主体として、建物の保全上特に危険または損傷の多い時期に重点をおくとともに、適当な時期に中間点検を実施し状況を把握する。

5．情報の収集・連絡体制の整備

当社は、発災時情報等（災害発生前の予兆情報、緊急地震速報、津波の襲来情報、緊急避難指示等）に接した場合、災害応急対策の実施に関し、必要な情報の連絡を迅速かつ確実に行うことができるよう、社内および指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等関係省庁等との間で情報伝達ルートの確立を図る。その際、夜間、休日、出勤途上においても、的確に対応できる体制を具体的に整備する。

A．社内における情報の伝達体制

⑴ 各店所－特定支店間

各店所から特定支店へは電話、メール等で伝達する。特定支店との連絡がつかない場合、本社の「災害等報告要領」に定めた共有アドレスに直接メール送信する。

⑵ 特定支店－本社間

特定支店は、本社の「災害等報告要領」に定めた共有アドレスにメール送信する。また、緊急時メールが利用不能な場合、衛星携帯電話または災害時優先携帯電話により、本社所管部へ伝達する。

⑶ 各店所の管内

管内での情報伝達は、社有の携帯電話・スマホメール（ショートメール含む）等で周知する。

B．外部関係機関との情報伝達

当社は、発災時情報等に接した場合、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等関係省庁等との間で情報伝達手段を確保するため、携帯電話・衛星携帯電話等の通信機器を配置する。

C．その他の情報収集・発信体制

当社は発災時情報等が発せられた場合、顧客はもとより地域・近隣の住民等からの問い合わせに的確に対応できるよう、対応窓口、伝達手段等を整備する。

6．人的・物的リソースの補充計画等

発災後、速やかに災害応急対策に取組めるよう、各店所は、起こりうる災害時の被害想定を基に、業務に必要な人員や不足時の補充計画の概要を策定し、併せて、災害対応業務に不可欠な資機材、備品等の必要最低限の数を確保する調達計画の概要を策定することとする。

第３章　災害応急対策に関する事項

１．災害応急対策の重点

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には災害の拡大を防止し、または災害の発生を防止するための物資の緊急輸送を優先的に実施する。

２．災害に関する情報の収集と連携

前項の施策を円滑に実施するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等との情報の交換を密接にし、円滑な相互支援体制の構築に協力する。

そのため、通信経路の確保については、すべてに優先して注力し、早期復旧を図る。

３．災害発生時の連絡

災害が発生したときは、被災地に隣接する店所を通信拠点とする。当該店所は、被災地、本社、その他の店所および関係個所との連絡にあたる。

４．人員把握および出勤計画

各店所は、復旧業務の円滑化を図るため、速やかに出勤可能人員を把握し、出勤計画を立て、必要な場合は通勤対策として連絡車の運行を計画し、運行経路、時間、集合地点等を定め従業員に周知徹底する。

５．必要となる資機材等の確保

各店所は、復旧業務の円滑化をはかるため、被災を免れた資機材、備品等を確保し、不足する資機材等がある場合は、特定支店、その他店所などに連絡をとり、速やかに補充するよう努める。

６．緊急輸送計画

各店所は、社会経済活動の早期回復または災害を防止するため、指定行政機関、指定地方行政機関、指定地方公共団体等と連絡をとり、緊急輸送計画を把握し、最優先取扱の処置をする。このため緊急輸送の性質上、仕向先への経路、輸送方法の選定、輸送要請量を詳細に検討し適切に任務を遂行する。

本業務の完遂のため、他店からの戦力補充も必要に応じて実施する。

第４章　災害復旧に関する事項

１．輸送体制の確立

Ａ．被災地の店所は、ただちに輸送機関の被災状況を掌握する。

Ｂ．被災地の店所は、輸送機関の被災状況および発着貨物ならびに保管貨物について、顧客に説明し輸送機関回復までの処置を行う。濡損、破損等の被害貨物については、顧客の指示により適切に処理する。

Ｃ．自店扱の貨物で輸送中被災したと想定されるものについては、各輸送機関の被害状況の把握のうえ、代替輸送その他適切な処置を講じる。

Ｄ．災害発生後の混乱時には、貨物の安否を気づかう顧客等で窓口が混乱するので、災害特別窓口を設け、次の事項を掌握して万全を期す。

⑴ 鉄道、自動車、および船舶等の輸送制限を調査し、営業案内を適切に行う。

⑵ 輸送機関および施設等の混乱状態のために引き受けを中止する必要性について検討する。

Ｅ．ホーム、保管倉庫等の留置貨物の盗難予防のため非常警備態勢の措置を講じる。

２．復旧対策

必要に応じて関係先と復旧について対策を協議する。

特に鉄道機関とは当社輸送機関の被災状況を報告するとともに復旧対策を打ち合わせる。また、鉄道の被害については、積極的に援助作業を申し入れ、輸送機関の早期復旧に協力するよう努める。

３．作業体制の確立

Ａ．作業員の確保

被災しなかった従業員には、平常の休日割当制を変更し、要員確保の見通しが立つまで可能な限り出勤体制を整え、輸送体制の確立に基づき作業計画を立てる。

特定支店は、必要に応じ本社に対して他管内からの動員を要請することができる。

Ｂ．作業場および作業施設の応急整備

⑴ 作業を再開するまでに、作業場における倒壊物、流木、散乱貨物の処理、パレット等の整備を可及的速やかに実施し、作業再開に支障のないよう措置する。

⑵ 災害により建築物の被害が増大して倉庫等の需要が急激に増加する場合を考慮し、倉庫等の施設が被害を受けたときは、安全確保を速やかに実施し、作業に支障のないよう措置する。

⑶ 災害時および復旧時には輸送が輻輳するので、速やかに傭車等の処置をし、必要台数を確保する。また、不足する荷役機械、運搬具については動員要請をその管内の支店または隣接する支店に対して行う。

特定支店は、必要に応じて本社に対し、他管内からの動員を要請することができる。

⑷ 被災した運搬具、荷役機械等の整備作業が増加した店所は、整備要員の動員手配を、その管内の支店または隣接する支店に要請する。

また、整備工具、部品等についても、被害調査に基づいて購入対策をたて、整備に支障のないよう措置する。

(5) 水害による地下タンクへの浸水或いは送電停止によるポンプの機能停止等による車両燃料の不足に対して応急措置をとる。また、送電停止した際は、動力源確保の応急措置をとる。

4．応援体制

本社からの要請により被災地に仕向けられた他特定支店手配車両の運行調整は、本社で行う。このため、必要に応じ、前進基地設置等の方策を講じる。

非被災地の店所は、災害の状況に応じ、本社より動員の指示があることを想定し、車両、および作業員携行物品の準備を行う。動員は、長期にわたることを考慮し、交替要員を確保する。また、動員派遣を実施する場合には、当分の間、自給自足するための食料、飲料水、燃料等を携行させる。

これら救援活動は、災害復旧に協力して会社の公共的使命を遂行するものでなければならない。

第３編　東海地震防災強化計画

第１章　序説

１．計画の目的

大規模地震対策特別措置法(昭５３年法律第７３号)に基づく東海地震防災対策強化計画の目的は、第１編　「第１章　計画の目的」に準ずることとする。

２．計画の基本方針

Ａ．地震予知情報等（警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報および東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連する情報をいう。）の伝達経路および伝達方法を確立する。

Ｂ．地震防災応急対策の実施体制を確立する。

Ｃ．施設等の整備を行い、必要物資を備蓄する。

Ｄ．防災応急対策が、有機的に実施できるよう必要な教育訓練を行う。

Ｅ．指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体（以下防災関係機関という。）との連携、協力体制を整備する。

３．計画の対象

本計画は、本社並びに大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第３条に規定する地震防災に関する対策を強化する必要がある地域（東海地震に係る地震防災対策強化地域）に所在する支店・課所等（以下、「関係店所」とする。）を対象とする。（「付属資料１」参照）

第２章　防災応急対策

１．地震予知情報等の伝達

本項は第２編　第２章　「５．情報の収集・連絡体制の整備」　Ａ．に準ずることとする。

２．災害対策本部（実施要員の確保および他機関との協力体制）

本項は第２編　第１章　「１．災害対策本部の設置等」および「３．要員参集体制の確立」に準ずることとする。

３．発災後に備えた人的・物的配備等

Ａ．関係店所は、第２編　第２章　「６．人的・物的リソースの補充計画等」に従い、必要な計画を整えておくものとする。

B．関係店所は、第２編　第２章　「１．社屋の防災機能の向上等」に従い、非常食糧、救急薬品等必要物資の備蓄を行うものとする。

４．警戒宣言時の広報

関係店所は、警戒宣言時にあっては、第２編　第２章　「５．情報の収集・連絡体制の整備」C．に準ずることとする。

５．警戒宣言後の地震防災応急対策の実施状況に関する情報の収集・伝達等

関係店所は、地震防災応急対策の実施状況、その他警戒宣言後の諸般の状況を具体的に把握するため、第２編　第２章　「５．情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる措置を図ることとする。

また、この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集中するよう措置するものとする。

６．避難対策等

関係店所は、津波から円滑な避難を行うため、あらかじめ、最寄りの避難場所、避難経路、誘導方法等を社内に周知し、警戒宣言が発せられた場合に備え万全を期すよう努める。

７．緊急輸送対策

関係店所は、第２編　第３章　「６．緊急輸送計画」に従い、緊急輸送について、運行計画、緊急輸送車両の承認などあらかじめ防災関係機関と協議調整しておくものとする。

８．他機関等に対する応援要請

関係店所は、地震防災応急対策を実施する上で、他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、事前に協定その他の手続上の措置を定めるものとする。また、他機関の応援要請について、その具体的な内容を定める場合には、他の計画主体との競合に留意するとともに調整を行うものとする。

９．管理を要する施設に関する対策

A．管理原権者として建物を有する場合の対策

防火管理の対象となる施設を有する関係店所は、地震発生時に備えた緊急点検および巡視の実施が必要な箇所および実施体制を個別推進計画に明示する。また、その際、作業員の安全確保を確実に配慮する。

B．工事中の建築物/工作物に関する対策

関係店所は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、地震発生時に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、個別推進計画に明示する。

この場合において、地震発生のおそれに鑑み、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により補強、落下対策の措置を行う場合には、作業員の安全確保を確実に配慮する。

第３章　地震防災応急計画の対象となる施設等

地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検および巡視の実施が必要な個所（危険物取扱施設、自家用給油取扱所、火気厳禁付倉庫、ボイラー室、電気室等）を有する関係店所は、該当箇所を明示し、それらの施設に対する、流出、火災・爆発、漏えいその他の周辺地域に対する影響緩和に努める実施体制を個別の推進計画に定めるものとする。また、その際、発生時間帯に応じた手順を明確にし、併せて、作業員の安全確保が十分可能な内容となるよう考慮する。

第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等

本章は、第２編　第２章　「２．地震防災上緊急に整備すべき施設等」に該当する場合、関係店所における個別の推進計画に定めるものとする。

第５章　防災訓練

１．防災訓練の実施

本項は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」Ｂ．～Ｄ．に準ずることとし、関係店所は、次の事項を含む防災訓練を行うものとする。また、防災訓練は、警戒宣言に伴う防災応急対策、発災後の災害応急対策を併せて行うものとする。

Ａ．予知情報等の伝達、収集

Ｂ．防災組織の編成配備

Ｃ．防災施設、資機材の点検など

２．広域防災訓練への参加

広域的防災訓練は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」Ｅ．に準ずることとする。

第６章　地震防災上必要な教育

本項は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」Ａ．Ｄ．に準ずることとし、関係店所は、次の事項に重点をおいて防災知識の普及徹底をはかる。

Ａ．警戒宣言の性格およびこれに基づき取られる措置の内容

Ｂ．東海地震の予知に関する知識

C．地震予知情報等の内容
D．予想される地震および津波に関する知識
E．地震予知情報等が出された場合および地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
F．従業員等が果たすべき役割
G．地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
H．今後地震対策として取り組む必要のある課題

第４編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　序説

１．計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画の目的は、第１編　「第１章　計画の目的」に準ずることとする。

２．計画の対象

本計画は、本社ならびに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成１４年法律第９２号）第３条に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する支店・課所等（以下、「関係店所」とする。）を対象とする。（「付属資料２」参照）

第２章　地震防災上緊急に整備すべき施設等

本章は第２編　第２章　「２．地震防災上緊急に整備すべき施設等」に該当する場合、関係店所における地震防災対策推進計画に定めるものとする。

第３章　円滑な避難の確保

１．事前対策

関係店所は、津波警報等が発表されたとき又はそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときに、従業員、その他施設等に出入りする者の的確な避難を行うため、予め避難場所、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難方法、避難誘導の方法、市町村との連携体制等の対策を実施する。

また、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮する。

２．応急対策の実施要員の確保

本項は第２編　第１章　「１．災害対策本部の設置等」および「３．要員参集体制の確立」に準ずることとする。

３．避難実施の原則

Ａ．安全な場所への避難・必要な安全措置対策の実施

強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとし

た揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

港湾、海岸での作業等を行っている際に、前述した事象等が確認された場合は、直ちにその場から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

B．避難後の従業員の救護

関係店所は、避難後の従業員の救護の内容を地震防災対策推進計画に明示する。

C．緊急点検および巡視の実施が必要な箇所および実施体制

地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検および巡視の実施が必要な個所（危険物取扱施設、自家用給油取扱所、危険物収容倉庫、火気厳禁付倉庫、ボイラー室、電気室等）がある関係店所は該当箇所および実施体制を地震防災対策推進計画に明示する。また、従業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

D．工事中の建築物その他の工作物又は施設について津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針

関係店所は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を地震防災対策推進計画に明示する。

この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

E．石油類、高圧ガス等の貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

⑴ 応急的保安措置の実施等

津波が襲来したときに発生する可能性のある火災、流出、爆発、漏洩その他周辺の地域に対し影響を与える現象の発生を防止するため、関係店所は、必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移替え作業等の停止、その他当該施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置の実施等に関する事項について、地震防災対策推進計画に具体的に明示する。

⑵ 具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等

関係店所は、具体的な避難誘導の方法、市町村との連携体制等を定め、地震防災対策推進計画に明示する。その際、避難誘導に従事する者の安全な避難の確保に配慮する。

⑶ 避難実施の原則

強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、急いで安全な場所に避難することを原則とする。

その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する旨を地震防災対策推進計画に明示する。

第４章　関係者との連携協力の確保

１．緊急輸送体制（資機材、人員等の配備手配）

Ａ．人員把握および動員計画

本項は第２編　第３章　「４．人員把握および動員計画」に準ずることとする。

Ｂ．資機材の調達

本項は第２編　第３章　「５．必要となる資機材等の確保」に準ずることとする。

Ｃ．緊急輸送計画

本項は第２編　第３章　「６．緊急輸送計画」に準ずることとする。

Ｄ．事前応援協定の締結その他の手続上の措置

関係店所は、緊急輸送を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、手続上の措置をあらかじめ定め、地震防災対策推進計画に明示する。

第５章　時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

１．南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の災害応急対策に係る措置

関係店所は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当従業員の緊急参集、情報の収集および共有、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制および方法について地震防災対策推進計画に明示する。

２．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

Ａ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等」という。）については、関係店所相互間および関係店所内部において、確実に情報が伝達されるようその経路および方法を地震防災対策推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内および勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

Ｂ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

関係店所は、従業員に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など従業員に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制および周知方法について地震防災対策推進計画に明示する。

⑴　周知手段

周知手段については、テレビおよびラジオ等を活用するほか、地方公共団体が行う同報無線による情報伝達等を活用する。なお、外国人等特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう努めるものとする。

⑵　推進地域外への周知

災害対策統括本部（本部設置前は、総務部）は、推進地域外の従業員に対しても、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通対策の実施状況等について的確な周知を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努める。

⑶ 問い合わせ窓口等の体制整備

関係店所は、従業員からの問い合わせに対応できるよう、窓口等の体制を整備するものとし、その体制について地震防災対策推進計画に明示する。

⑷ 的確かつ迅速な実施を可能にする措置

以上の周知を実施するに当たっては、関係店所は、災害対策統括本部（本部設置前は、総務部）と連携するとともに、館内放送、イントラネットの活用等、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

C．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

⑴ 情報収集体制の明示

関係店所は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、末端からの各種の情報の収集体制を整備し、その収集体制を地震防災対策推進計画に明示する。

この場合において、情報収集のための資料（シート）を活用する等、これらの情報が正確かつ迅速に災害対策本部等に集約するために必要な措置をとる。

⑵ 指示の伝達経路・方法の明示

関係店所は、災害対策統括本部および災害対策本部からの指示事項等の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、その経路および方法について地震防災対策推進計画に明示する。

⑶ 報告の送受担当および対象事項の明示

避難状況等の災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、それぞれ報告等の送受を行う班、報告等の対象となる事項等を地震防災対策推進計画に具体的に明示する。

D．災害応急対策をとるべき期間等

関係店所は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、それらの内容を地震防災対策推進計画に明示する。

E．関係店所が自ら管理等を行う施設に関する対策

関係店所は、管理する施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所および実施体制を地震防災対策推進計画に明示する。この場合において、関係店所は、従業員の安全確保に配慮する。

関係店所は、南海トラフ地震情報（警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上実施すべき措置についての方針を地震防災対策推進計画に明示する。

３．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の災害応急対策に係る措置

A．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等」という。）につ

いては、関係店所の相互間および関係店所内部において、確実に情報が伝達されるようその経路および方法を地震防災対策推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内および勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

B．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

関係店所は、従業員等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等従業員等に密接に関係のある事項について、周知するものとし、その体制および周知方法について地震防災対策推進計画に明示する。

C．災害応急対策をとるべき期間等

関係店所は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM７．０以上M８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でM７．０以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとし、その内容を地震防災対策推進計画に明示する。

D．地震への備えへの再確認

関係店所は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとし、その内容を地震防災対策推進計画に明示する。

第６章　防災訓練

１．防災訓練の実施

本項は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」B．～D．に準ずることとし、関係店所は南海トラフ地震を想定し、次の事項に重点をおいて防災訓練を行うものとする。また、防災訓練は、発災後の災害応急対策を併せて行うものとする。

A．避難情報、防災気象情報、南海トラフ地震臨時情報等の伝達、収集

B．防災組織の編成配備

C．防災施設、資機材の点検

２．広域的訓練への参加等

A．広域的防災訓練は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」E．に準ずることとする。

B．広域的防災訓練は、地域住民等の協力およびその参加を得るように努める。

第７章　地震防災上必要な教育

本項は第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」Ａ．Ｄ．に準ずることとし、次の事項に重点をおいて防災知識の普及徹底をはかる。

Ａ．南海トラフ地震の性格およびこれに伴う防災措置

⑴ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒）、南海トラフ地震臨時 情報（巨大地震 注意）の内容およびこれに基づきとられる措置の内容

⑵ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

⑶ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識

⑷ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

Ｂ．南海トラフ地震および津波に関する知識

⑴ 地震および津波に関する一般的な知識

⑵ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合および南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

⑶ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動および津波に関する知識

Ｃ．南海トラフ地震が発生した場合に会社、従業員等が果たすべき役割

南海トラフ地震臨時 情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震 注意）等が出された場合および南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割

Ｄ．その他防災に関する事項

第５編　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１章　序説

１．計画の目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進計画南海トラフ地震防災対策推進計画の目的は、第１編　「第１章　計画の目的」に準ずることとする。

２．計画の対象

本計画は、本社ならびに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する特別措置法（平成１６年法律第２７号）第３条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に所在する支店・課所等（以下、「関係店所」とする。）を対象とする。（「付属資料３」参照）

第２章　地震防災上緊急に整備すべき施設等

本章は第２編　第２章　「２．地震防災上緊急に整備すべき施設等」に該当する場合、関係店所における個別推進計画（災害対応マニュアル等）に定めるものとする。

第３章　津波からの円滑な避難の確保

１．津波に関する情報の伝達等

本項は第２編　第２章　「５．情報の収集・連絡体制の整備」　Ａ．項に準ずることとする。

２．避難対策

Ａ．事前対策

関係店所は、津波から円滑な避難を行うため、あらかじめ、最寄りの避難場所、避難経路、誘導方法等を調査・決定し、店内掲示物、社内イントラ等で周知する。

Ｂ．有事対応

関係店所は強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、あらかじめ定めている避難場所に急いで避難すること、さらに、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときも同様に、あらかじめ定めている避難場所に急いで避難する。

港湾、海岸での作業等を行っている際に、前述した事象等が確認された場合は、直ちにその場から離れ、あらかじめ確認している避難場所に急いで避難する。

その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、二次災害を惹起せしめるおそれを回避する措置など、必要な安全確保対策を実施する。

3．管理を要する施設に関する対策

A．管理原権者として建物を有する場合の対策

防火管理の対象となる施設を有する関係店所は、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検および巡視の実施が必要な箇所および実施体制を個別推進計画に明示する。また、その際、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間を確実に配慮する。

B．工事中の建築物/工作物に関する対策

関係店所は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波襲来に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を、個別推進計画に明示にする。

この場合において、津波襲来のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間を確実に配慮する。

4．引火性溶剤（主として第４石油類）を貯蔵、処理又は取扱う施設に関する対策

地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検および巡視の実施が必要な個所（危険物取扱施設、自家用給油取扱所、火気厳禁付倉庫、ボイラー室、電気室等）を有する関係店所は、該当箇所を明示し、これらの施設に対する、流出、火災・爆発、漏えいその他の周辺地域に対する影響緩和に努める実施体制を個別推進計画として定める。また、その際、当該作業を実施する作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間を確実に配慮する。

第４章　防災体制に関する事項

1．災害対策本部等の設置および要員参集体制

本項は第２編　第１章　「1．災害対策本部の設置等」および「3．要員参集体制の確立」の項に準ずることとする。

2．地震発生時の応急対応

応急対応のための災害対策本部機能は、第２編　第１章　「2．災害対策本部の編成及び役割」に準ずることとする。

3．資機材、人員等の配備手配

A．人員把握および動員計画

本項は第２編　第３章　「4．人員把握および動員計画」に準ずることとする。

B．資機材の調達

本項は第２編　第３章　「5．必要となる資機材等の確保」に準ずることとする。

C．緊急輸送計画

本項は第２編　第３章　「６．緊急輸送計画」に準ずることとする。

D．事前応援協定の締結その他の手続上の措置

関係店所は、緊急輸送を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備えて、手続上の措置をあらかじめ定め、個別推進計画に明示する。

４．物資の備蓄

関係店所は、第２編　第２章　「１．社屋の防災機能の向上等」　A．項に従い、必要とする災害時備蓄品を購入し倉庫などに保管・管理する。

第５章　防災訓練

１．防災訓練の実施

A．本項は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」　B．～D．に準ずることとし、関係店所は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、次の事項に重点をおいて防災訓練を行うものとする。

⑴ 避難情報、防災気象情報等の伝達、収集

⑵ 防災組織の編成配備

⑶ 防災施設、資機材の点検

B．防災訓練は、発災後の災害応急対策を併せて行うものとする。

C．防災訓練の実施時期は、避難行動が最も困難になると考えられる冬期に行うなど、可能な工夫を凝らすように努める。

２．広域的訓練への参加等

A．広域的防災訓練は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」E．に準ずることとする。

B．広域的防災訓練は、地域住民等の協力およびその参加を得るように努める。

第６章　地震防災上必要な教育

関係店所は、第２編　第２章　「３．防災教育・訓練計画および実施」　A．D．に準じた教育体制の下、次の事項に重点をおいて防災知識の普及徹底をはかる。また、教育研修の実施に当たっては、関係機関が作成する防災啓発ビデオ等を活用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

A．日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定

B．地震および津波に関する一般的な知識

Ｃ．地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
Ｄ．従業員等が果たすべき役割
Ｅ．地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
Ｆ．その他防災に関する事項

制定１９８０年　３月１８日　達第２６３２号
改定１９９８年　３月２３日　総労総第５０７号
改定２０２１年　１月　６日　NE202101-01095

付属資料１：東海地震に係る地震防災対策強化地域（市町村一覧）

東京都	新島村、神津島村、三宅村
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ケ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
岐阜県	中津川市
静岡県（全域）	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、半田市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町
三重県	伊勢市、桑名市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、木曽岬町、大紀町、南伊勢町、紀北町

※ 平成２４年４月１日現在　１都７県　１５７市町村

※ 平成２３年４月２日から平成２４年４月１日までに合併等のあった市町

・長久手市(H24.1.4)←長久手町

東海地震防災対策強化地域図

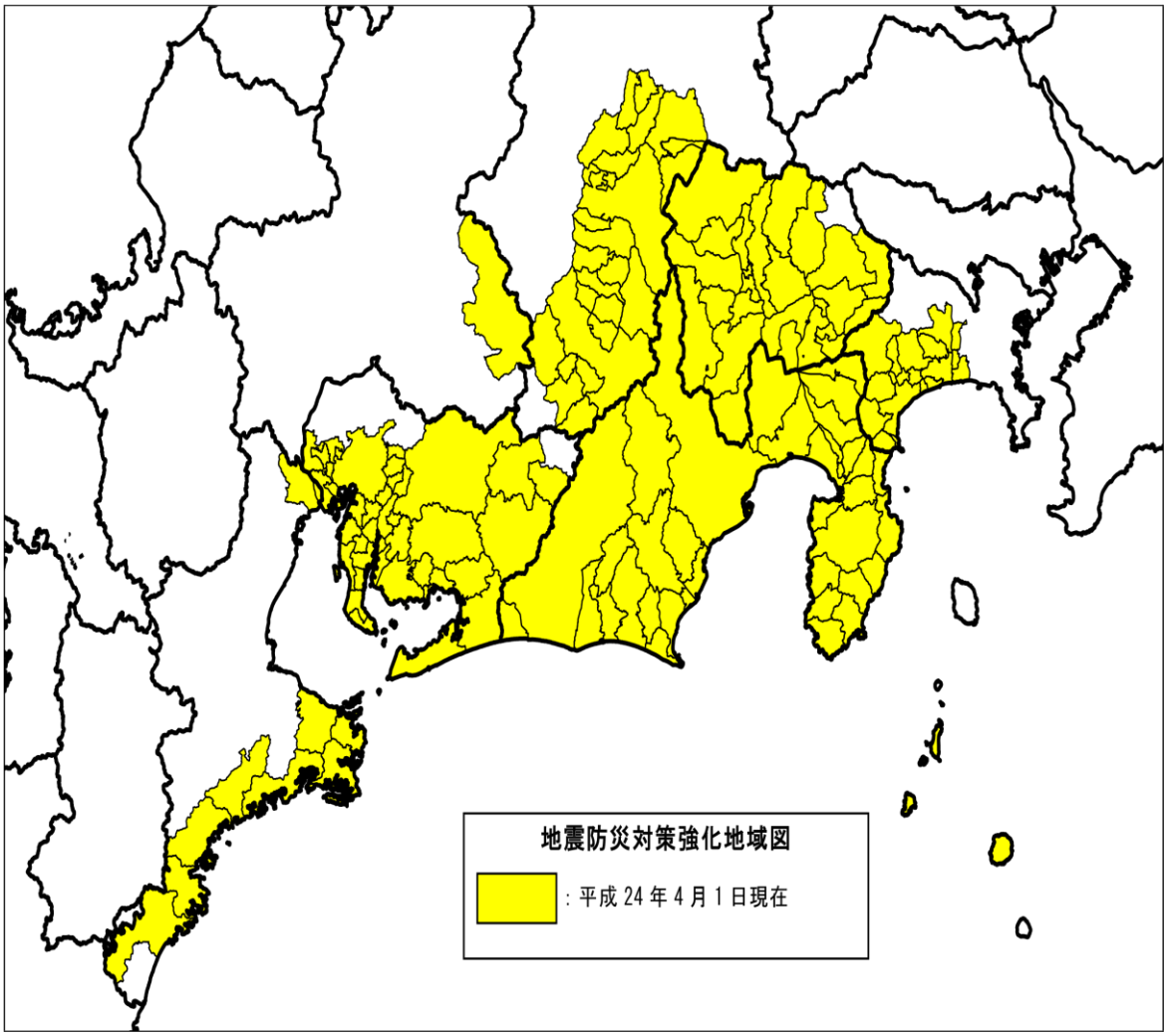

付属資料２：南海トラフ地震防災対策推進地域（市町村一覧）

茨城県	水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、鉾田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、同郡横芝光町、長生郡一宮町、同郡長生村、同郡白子町、夷隅郡御宿町、安房郡鋸南町
東京都	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町
山梨県	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、西八代郡市川三郷町、南巨摩郡早川町、同郡身延町、同郡南部町、同郡富士川町、中巨摩郡昭和町、南都留郡道志村、同郡西桂町、同郡忍野村、同郡山中湖村、同郡鳴沢村、同郡富士河口湖町
長野県	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、南佐久郡川上村、同郡南牧村、諏訪郡下諏訪町、同郡富士見町、同郡原村、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡南箕輪村、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡阿智村、同郡平谷村、同郡根羽村、同郡下條村、同郡売木村、同郡天龍村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村、同郡大鹿村、木曽郡上松町、同郡南木曽町、同郡大桑村、同郡木曽町
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、羽島郡岐南町、同郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町、同郡関ヶ原町、安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、揖斐郡揖斐川町、同郡大野町、同郡池田町、本巣郡北方町、加茂郡坂祝町、同郡富加町、同郡川辺町、同郡七宗町、同郡八百津町、同郡白川町、同郡東白川村、可児郡御嵩町
静岡県 （全域）	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、賀茂郡東伊豆町、同郡河津町、同郡南伊豆町、同郡松崎町、同郡西伊豆町、田方郡函南町、駿東郡清水町、同郡長泉町、同郡小山町、榛原郡吉田町、同郡川根本町、周智郡森町

愛知県 （全域）	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、同郡扶桑町、海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡南知多町、同郡美浜町、同郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町、同郡東栄町、同郡豊根村
三重県 （全域）	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町、同郡紀宝町
滋賀県 （全域）	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡日野町、同郡竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、同郡甲良町、同郡多賀町
京都府	京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、綴喜郡井手町、同郡宇治田原町、相楽郡笠置町、同郡和束町、同郡精華町、同郡南山城村
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、同郡田尻町、同郡岬町、南河内郡太子町、同郡河南町、同郡千早赤阪村
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町
奈良県 （全域）	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、同郡三郷町、同郡斑鳩町、同郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、宇陀郡曽爾村、同郡御杖村、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡吉野町、同郡大淀町、同郡下市町、同郡黒滝村、同郡天川村、同郡野迫川村、同郡十津川村、同郡下北山村、同郡上北山村、同郡川上村、同郡東吉野村

和歌山県 （全域）	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、 海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、同郡九度山町、同郡高野町、有田郡湯浅町、同郡広川町、 同郡有田川町、日高郡美浜町、同郡日高町、同郡由良町、同郡印南町、同郡みなべ町、 同郡日高川町、西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同郡すさみ町、東牟婁郡那智勝浦町、同郡太地町、 同郡古座川町、同郡北山村、同郡串本町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、 和気郡和気町、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、小田郡矢掛町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、大竹市、東広島市、廿日市市、 安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町、同郡坂町、豊田郡大崎上島町
山口県	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、山陽小野田市、 大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、同郡田布施町、同郡平生町
徳島県 （全域）	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、 同郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、同郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、 同郡美波町、同郡海陽町、板野郡松茂町、同郡北島町、同郡藍住町、同郡板野町、同郡上板町、 美馬郡つるぎ町、三好郡東みよし町
香川県 （全域）	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、小豆郡土庄町、 同郡小豆島町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、 同郡多度津町、同郡まんのう町
愛媛県 （全域）	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、 東温市、越智郡上島町、上浮穴郡久万高原町、伊予郡松前町、同郡砥部町、喜多郡内子町、 西宇和郡伊方町、北宇和郡松野町、同郡鬼北町、南宇和郡愛南町
高知県 （全域）	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、 香美市、安芸郡東洋町、同郡奈半利町、同郡田野町、同郡安田町、同郡北川村、同郡馬路村、 同郡芸西村、長岡郡本山町、同郡大豊町、土佐郡土佐町、同郡大川村、吾川郡いの町、 同郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、同郡佐川町、同郡越知町、同郡梼原町、同郡日高村、同郡津野町、 同郡四万十町、幡多郡大月町、同郡三原村、同郡黒潮町
福岡県	北九州市、行橋市、豊前市、京都郡苅田町、築上郡吉富町、同郡築上町
熊本県	宇城市、阿蘇市、天草市、阿蘇郡高森町、上益城郡山都町、球磨郡多良木町、同郡湯前町、 同郡水上村、同郡あさぎり町、天草郡苓北町
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、 豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町

宮崎県 （全域）	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡国富町、同郡綾町、児湯郡高鍋町、同郡新富町、同郡西米良村、同郡木城町、同郡川南町、同郡都農町、東臼杵郡門川町、同郡諸塚村、同郡椎葉村、同郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町
鹿児島県	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、姶良郡湧水町、曽於郡大崎町、肝属郡東串良町、同郡錦江町、同郡南大隅町、同郡肝付町、熊毛郡中種子町、同郡南種子町、同郡屋久島町、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町
沖縄県	名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡国頭村、同郡東村、島尻郡与那原町、同郡渡嘉敷村、同郡座間味村、同郡南大東村、同郡北大東村、同郡伊平屋村、同郡八重瀬町、宮古郡多良間村

※ 平成２６年３月２８日現在計　１都２府２６県７０７市町村

南海トラフ地震防災対策推進地域の指定地域図

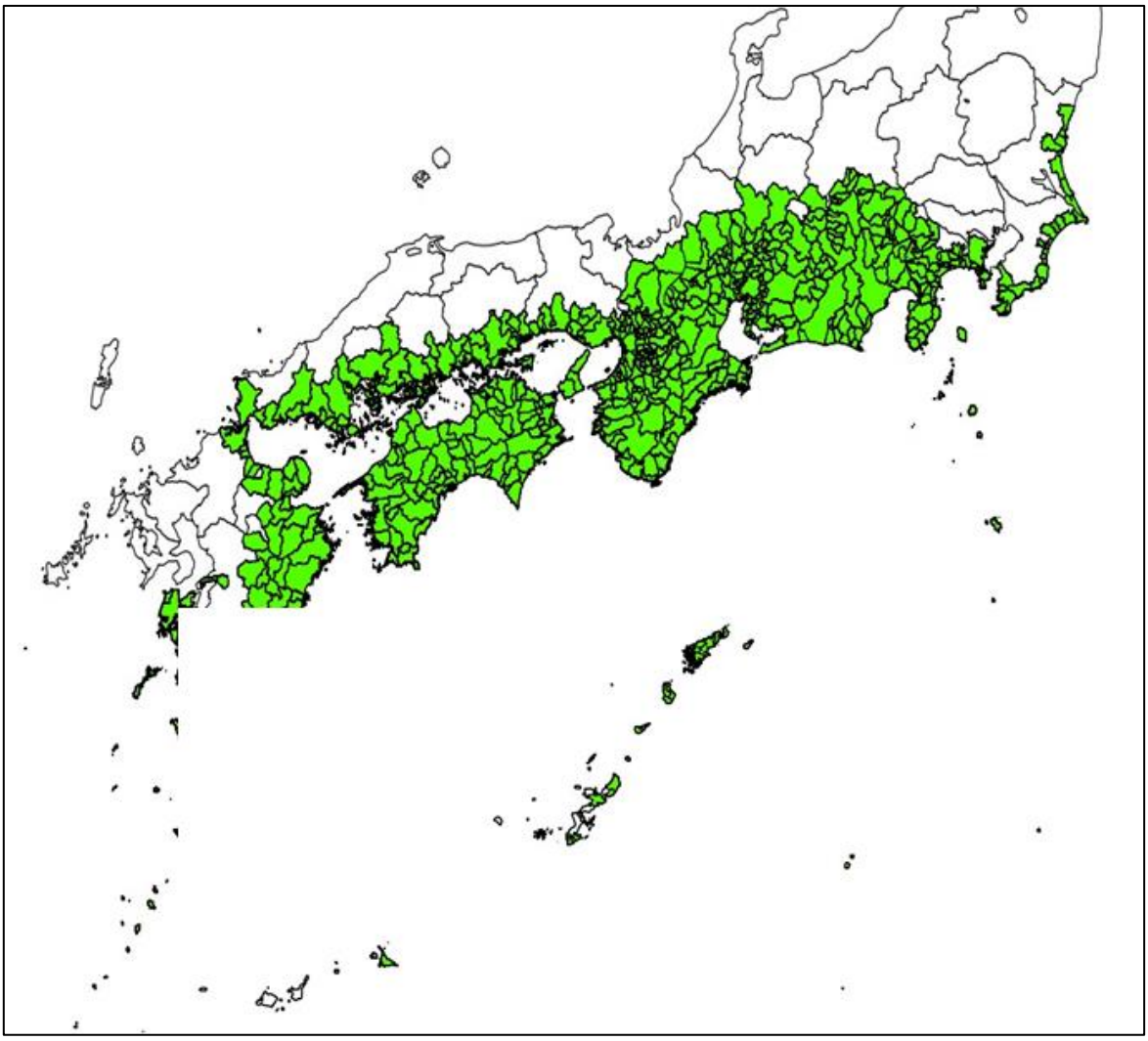

付属資料３：日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域
（市町村一覧）

北海道	函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、 沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、 河東郡音更町、同郡士幌町、同郡上士幌町、同郡鹿追町、上川郡新得町、同郡清水町、 河西郡芽室町、同郡中札内村、同郡更別村、広尾郡大樹町、同郡広尾町、中川郡幕別町、 同郡池田町、同郡豊頃町、同郡本別町、足寄郡足寄町、同郡陸別町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、 厚岸郡厚岸町、同郡浜中町、川上郡標茶町、同郡弟子屈町、阿寒郡鶴居村、白糠郡白糠町、 野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町、目梨郡羅臼町
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、 同郡おいらせ町、下北郡大間町、同郡東通村、同郡風間浦村、同郡佐井村、三戸郡五戸町、 同郡南部町、同郡階上町
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、 同郡岩泉町、同郡田野畑村、同郡普代村、九戸郡野田村、同郡洋野町
宮城県 （全域）	仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、 栗原市、東松島市、大崎市、刈田郡蔵王町、同郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、同郡村田町、 同郡柴田町、同郡川崎町、伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、同郡山元町、宮城郡松島町、 同郡七ヶ浜町、同郡利府町、黒川郡大和町、同郡大郷町、同郡富谷町、同郡大衡村、加美郡色麻町、 同郡加美町、遠田郡涌谷町、同郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町
福島県	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、 同郡浪江町、相馬郡新地町

※　平成２４年４月１日現在 １道４県 １１７市町村

一関市(H23.9.26)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域図

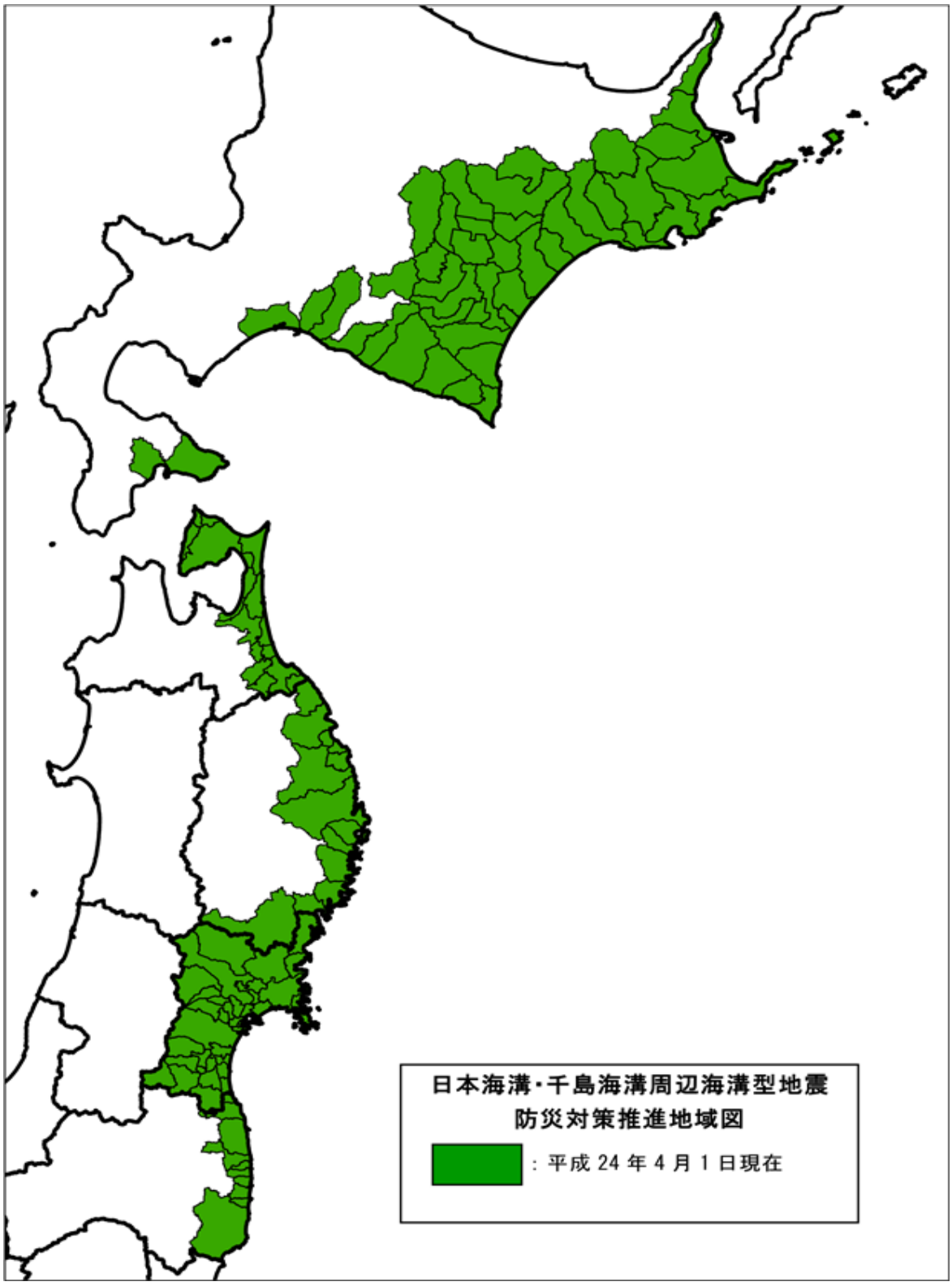

―完―